

労働者災害補償保険
遺族補償一時金支給請求書
遺族特別支給金 支給申請書
遺族特別一時金

① 労働保険番号					③ フリガナ 氏名 (男・女)	④ 負傷又は発病年月日		
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号		年 月 日	午 前 後	時 分 頃
② 年金証書の番号					死亡年月日	⑤ 死亡年月日		
管轄局	種 別	西暦年	番 号	枝番号	労働者の 所属事業場 名 称 所 在 地	年 月 日		
⑥ 災害の原因及び発生状況 <small>(あ)どのような場所での(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安 全な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること</small>					⑦ 平均賃金			
					円 銭			
					⑧ 特別給与の総額(年額)			
					円			
<p>③の者については、④及び⑥から⑧までに記載したとおりであることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">電話 () -</p> <p style="text-align: center;">事業の名称</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〒 -</p> <p style="text-align: center;">事業場の所在地</p> <p style="text-align: center;">事業主の氏名 ㊤</p> <p style="text-align: center;">(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)</p>								
⑨ 請 申 求 請 人 人	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	フリガナ 住 所	死亡労働者 との関係	請求人(申請人)の代表者を 選任しないときはその理由			
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
⑩ 添付する書類その他の資料名								

上記により 遺族補償一時金の支給を請求します。
遺族特別支給金の支給を申請します。
遺族特別一時金

〒 - 電話 () -

方

年 月 日 請求人 申請人 (代表者) の住所

氏名 ㊤

労働基準監督署長 殿

振込を希望する金融機関の名称	預金の種類及び口座番号
銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・本所 出張所 支店・支所 普通・当座 第 号 口座名義人

様式第 15 号（裏面）

〔注意〕

- 1 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 2 ②には、死亡労働者の傷病補償年金に係る年金証書の番号を記載すること。
- 3 ③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
- 4 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑦に記載すること。
- 5 ⑧には負傷又は発病の日以前 1 年間（雇入後 1 年に満たない者については雇入後の期間）に支払われた労働基準法第 12 条第 4 項の 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること。
- 6 死亡労働者が休業補償給付及び休業特別支給金の支給を受けていなかった場合又は死亡労働者に関し遺族補償年金が支給されていなかった場合には、⑦の平均賃金の算定内訳及び⑧の特別給与の総額（年額）の算定内訳を別紙（様式第 8 号の別紙 1 に内訳を記載し使用すること。）を付して記載すること。ただし、既に提出されている場合を除く。
- 7 死亡労働者に関し遺族補償年金が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病補償年金を受けていた場合には、
 - (1) ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
 - (2) 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 8 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
 - (1) ⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。
 - (2) ⑧には記載する必要がないこと。
 - (3) 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 9 ⑨及び⑩の欄に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 10 この請求書（申請書）には、次の書類を添えること。
 - (1) 請求人（申請人）が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - (2) 請求人（申請人）が死亡した労働者の収入によつて生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - (3) 労働者の死亡の当時遺族補償年金を受けすることができる遺族がない場合の遺族補償一時金の支給の請求又は遺族特別支給金若しくは遺族特別一時金の支給の申請であるときは、次の書類
 - イ 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - ロ 請求人（申請人）と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（(1)の書類を添付する場合を除く。）
 - (4) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に遺族補償年金を受けすることができる遺族がない場合の遺族補償一時金の支給の請求又は遺族特別一時金の支給の申請であるときは、(3)のロの書類（(1)の書類を添付する場合を除く。）
- 11 死亡労働者が特別加入者であった場合には、④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
- 12 「事業主の氏名」の欄及び「請求人（申請人）の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		Ⓜ	() —